

〈判例研究〉

# トランスジェンダー女子に対する 女子スポーツチーム参加を禁止する州法の 執行差し止め命令が維持された事例

— West Virginia v. B.P.J., 598 U.S. \_\_\_\_, 143 S. Ct. 889 (2023) —

大野友也

## 1. 事案の概要

原告 B.P.J. は提訴当時小学校 6 年生のトランスジェンダー女子である。彼女は学校の女子クロスカントリーチームと女子陸上チームに所属することを希望していたが、彼女の居住するウェストヴァージニア州議会が 2021 年 4 月に、男女別スポーツへの参加について生まれによる性別の側のスポーツへの参加のみに限定する州法を制定し、同法に基づいて B.P.J. の女子スポーツチーム参加が認められないこととなったため、彼女の母親が修正 14 条の平等保護条項や、連邦の助成を受ける教育施設での性差別を禁じた教育改正法第 9 編違反などを主張し同州法の執行差し止めなどを求めて提訴した。

## 2. 判旨

本件は今なお本案につき審理中であり(1)州法執行につき予備的差し止めを認めた 2021 年 7 月 21 日の地裁判決<sup>(1)</sup>、(2)州法を合憲とし予備的差し止め命令を取り

---

(1) B. P. J., et al., v. West Virginia State Board of Education, 550 F.Supp.3d 347 (S.D.

消した2023年1月5日の地裁判決<sup>(2)</sup>, (3)上訴中の予備的差止めの中立てを棄却した同年2月7日の地裁判決<sup>(3)</sup>, (4)予備的差止めの取消しの執行差止めを認めた同年2月22日の第4控訴裁判決<sup>(4)</sup>, (5)予備的差止めの取消しの執行差止めを認めた同年4月6日の合州国最高裁判決<sup>(5)</sup>がある。以下、順に要旨を見ていく。

(1) 合州国地裁2021年7月21日判決(以下、(1)判決と引用する)

合衆国地裁は、予備的差止めが認められるための要件として、①B.P.J.が本案勝訴する可能性の高いことの立証、②予備的差止めがなければ回復不可能な損害を被ることの立証、③エクィティの考量が彼女に有利となること、④差止めが公益に資すること、の4点を示し、それぞれ検討をした。

①について、地裁はトランスジェンダー女子を女子スポーツから排除することがトランスジェンダー女子に対する差別であるとして、Grimm判決<sup>(6)</sup>を参照し、同判決が、トランスジェンダー差別を準・疑わしい区分に基づく差別であること、Bostock判決の論理からすればトランスジェンダー差別は性別に基

---

W. Va. 2021).

(2) B. P. J. v. West Virginia State Board of Education, 2023 WL 111875 (S.D. W. Va. 2023).

(3) B. P. J. v. West Virginia Board of Education, 2023 WL 1805883 (S.D. W.Va. 2023).

(4) B. P. J. v. West Virginia Board of Education, 2023 WL 2803113 (4th. Cir. 2023).

(5) West Virginia v. B. P. J., 593 U.S. \_\_, 143 S.Ct. 889 (Mem) (2023).

(6) Grimm v. Gloucester County School Board, 972 F.3d 586 (4th Cir. 2020). 本件はトランスジェンダー男子であるGrimmが、学校の男子トイレ使用を禁止されたことを争ったものである。第4控訴裁判所は、職場における、性的指向・性自認に基づく差別が、職場における性差別を禁止した公民権法第7編に反するとした合州国最高裁のBostock判決(Bostock v. Clayton County, Georgia, 140 S. Ct. 1731 (2020))を参照して、トランスジェンダーに対し性自認に一致するトイレの使用を禁ずることとは性差別にあたるとした。

なおBostock判決については、大野「性的指向やトランスジェンダーであることに基づく差別が、公民権法第7編の禁止する『性別に基づく差別』とされた事例—Bostock v. Clayton County, Georgia, 140 S.Ct. 1731; 590 U.S. \_\_ (2020) 鹿法55巻2号57頁(2021年)参照。

づく差別だと構成できることから、その差別に対して中間審査を適用するとした。

そして中間審査の下で州は実質的な政府利益、およびその利益と採用された手段との合理的関連性を十分に示さなければならないとしたうえで、州が示した政府利益である「法制定につき州の提示した目的は、女性アスリートに平等な運動の機会を提供することと、彼女らが競技参加している際に、その女性アスリートを保護すること」につき、B.P.J. が第二次性徴遮断薬の服用を1年以上継続しており身体的に男性化していないこと、したがって身体的に他の女性に優位しているとは言えないこと、またトランスジェンダー女子の人数が極めて少なく、女子スポーツへの参加を認めてもその影響は極めて小さいことから、法の真の目的はトランスジェンダー女子を州が主催するスポーツから排除することにあったと認定した。そのことから、B.P.J. 側が修正14条の定める平等保護条項違反の主張につき、勝訴の可能性を示したと評価した。

また第9編違反の点についても、Grimm 判決を援用し、B.P.J. の排除が性差別であることや、B.P.J. だけが自身の性自認と一致する側のスポーツチームから排除されていることからスティグマを押し付けていると言えることと認定し、勝訴可能性を認めた。

②について、州法の執行が修正14条や第9編に反すると認定したことで、州法の執行が回復不可能な損害をもたらすことは明らかだと認定した。

③及び④について、差し止めによる損害と擁護される利益の考量につき、憲法上の権利の擁護は常に公益であるとして、そのバランスが彼女に有利になると認定した。

以上のことから、裁判所は州法の執行につき予備的差し止めを認めた。

## (2) 合州国地裁 2023年1月5日判決（以下、(2)判決と引用する）

本件は本案について、すなわち州法の合憲性・第9編適合性について判断をしたものである。以下で見ると、21年7月21日判決とは真逆の判断がな

されている<sup>(7)</sup>。

まず平等保護条項についてであるが、地裁は、歴史的に性差別が不快なものとしてきたために性差別に対しては厳格度の高い審査が適用されるべきである一方で、男女の間には実査に差異があることから、いわゆる「厳格な審査」ではなく、中間審査が妥当すると述べた。

そして地裁は、本件州法に対し中間審査が適用されることについて双方に異論がないことを確認し、B.P.J.側が男女別スポーツそれ自体ではなく、あくまで州法における「女性」「女子」の定義（生物学上の性別に基づく定義）を争っていることから、そのような定義規定の合憲性の判断として中間審査を適用して検討を進めている。

裁判所は、男女の肉体的な差異の存在を踏まえ、女性のスポーツ参加を促進するためには、女性スポーツから男性を排除する必要があること、州議会が他州においてトランスジェンダー女子があるスポーツ行事で勝利した事例を踏まえて立法したこと、一般的に男性は男性ホルモン、具体的にはテストステロンの働きによって女性よりも筋肉量が多くスポーツにおいて優位にあることなどから、生物学上の性別に基づき、スポーツ参加を男女で区別することにつき、スポーツ参加機会提供という州利益に実質的関連性を持たないと判断することはできないとした。

さらにB.P.J.側が、B.P.J.は第二性徴抑制剤のために男性化が発現していないと主張している点につき、B.P.J.個人にとってはそうかもしれないが、他のトランスジェンダー女子は違うかもしれないし、第二性徴で男性化が完了してからトランスジェンダー女子であることを明らかにして女子スポーツに参加しようとする者がいるかもしれないとか、第二性徴抑制剤にアクセスできない状況にあるトランスジェンダー女子もいるかもしれないとした。さらに、第二性徴抑制剤の影響で、トランスジェンダー女子がシスジェンダー女子と同じ状況になるかどうかの検証も十分ではないとして、生物学上の性別に基づいてスポーツ参加を男女で分けるとする州法の違憲性を否定した。

---

(7) いずれの判決についても、Goodwin 裁判官単独のものである。

トランスジェンダー女子に対する女子スポーツチーム参加を禁止する州法の執行差し止め命令が維持された事例

第9編違反についても、トランスジェンダー女性が生物学上は男性であること、また男性スポーツへの参加が可能であることなどを理由に、B.P.J.側の主張を退けた。

以上のことから、州法の違憲性・違法性を否定してB.P.J.側の訴えを棄却し、さらに2021年7月21日付の予備的差止めも取り消した。

### (3) 合衆国地裁 2023年2月7日判決

これは、1月5日の判決で敗訴したB.P.J.側が上訴したことに關して、裁判係属中の予備的差止めを求めたものである。

合州国地裁<sup>(8)</sup>は、(2)判決を踏まえて、B.P.J.側が勝訴可能性を立証できていないとして、申し立てを棄却した。ただし、事実として、法の執行により損害を受けるのはB.P.J.だけであり、彼女が女子スポーツに参加しても、実際の成績が振るわなかったことから、他の女子選手への悪影響は実際にはなかったと認定している。

### (4) 合州国第4巡回区控訴裁 2023年2月22日判決

本件は予備的差止めを取り消すよう命じた地裁の判断につき、B.P.J.側がその執行の差止めをもとめたものである。

合州国第4巡回区控訴裁判所は、一切理由を述べることなく、地裁による2023年1月5日付の命令につき予備的差止めを命じた。なおAgee裁判官が反対したことが付記されているが、これも理由が付されていない。

### (5) 合州国最高裁 2023年4月6日判決

合州国第4巡回区の予備的差止め命令に対し、州側が合州国最高裁に差止めの無効を申し立てた。合州国最高裁は、第4巡回区と同じく理由を付すことなく、申し立てを棄却した。

なお、合州国地裁が本案で州側を勝たせた上で予備的差止めを取り消したに

---

(8) 本件もまた、Goodwin裁判官の手によるものである。

もかわらず、それを差し止めることにつき理由を付さないのは問題があると  
するアリート裁判官の反対意見（トーマス裁判官賛同）が付されている。

### 3. 若干の検討

アメリカでは2020年頃から、トランスジェンダーの生徒・児童に対し、学校のスポーツチームにつき性自認に一致する性別のチームへの参加を禁止するという内容の州法案がいくつかの州議会で提出され、それが可決された州もある<sup>(9)</sup>。それを争う訴訟もすでにある<sup>(10)</sup>。本件もそうした訴訟の1つであるが、最高裁までいった最初の事例であり、実質的な判断はなされていないとはいえ、その点では重要であると考えられるためここで紹介する次第である。

上述の通り、本件は合州国最高裁で合州国地裁判決に基づく法の執行差止の取消が差し止められたわけだが、その理由については合州国第4巡回区控訴裁判所も合州国最高裁も一切示しておらず、詳細な検討はできない。そこで、以下では合州国地裁の判断に対する検討を中心に行う。

さて、本件のような事例の問題点はBostock判決<sup>(11)</sup>の射程、すなわちトラ

---

(9) See Erik Fredericksen, *Note, Protecting Transgender Youth after Bostock: Sex Classification, Sex Stereotypes, and the Future of Equal Protection*, 132 *YALE L.J.* 1149, 1179-80 (2023). 同論文によれば、州によって、トランスジェンダー女子に女子スポーツチームへの参加を禁止するところと、すべてのトランスジェンダーに対し、性自認に一致する性別のスポーツチームへの参加を禁止するところがあるという。なお、Movement Advancement Project, *Bans on Transgender Youth Participation in Sports: Map*, [https://www.lgbtmap.org/equality-maps/youth/sports\\_participation\\_bans](https://www.lgbtmap.org/equality-maps/youth/sports_participation_bans) (last visited June 22, 2023) によれば現在22州がそうした州法を制定しているとのことである。

(10) *E.g.*, *Hecox v. Little*, 479 F.Supp.3d 930 (D. Idaho 2020); *Hecox v. Little*, 2023 WL 1097255 (9th Cir. 2023). 合州国地裁は州法の執行につき予備的差止めを認め、第9控訴裁判所もこれを追認した。

(11) *Bostock v. Clayton County, Georgia*, 140 S. Ct. 1731 (2020). なお評釈として大野・前掲注(6)の他、中村良隆「判批」早比54巻3号(2020年)、中曾久雄「判批①②」地域共創研究2号(2021年)26頁・愛媛大学教育学部紀要68巻(2021年)219頁、

トランスジェンダー女子に対する女子スポーツチーム参加を禁止する州法の執行差し止め命令が維持された事例

ンスジェンダーに対する差別は性差別だとする評価がトランスジェンダー女子に対する女子スポーツ参加の禁止にも及ぶのか、という点であろう。職場におけるトランスジェンダー差別が第7編の禁止する性差別に該当するとした Bostock 判決は、その後下級審によって第7編以外の領域にも適用が拡大されていった<sup>(12)</sup>。この傾向はトランスジェンダーに対し性自認に一致するトイレの使用禁止が争われた事例でも同様であった<sup>(13)</sup>。

しかしトランスジェンダー女子の女子スポーツ参加は、こうした問題と区別しうる。すなわち、まさに生まれによる身体的性差の違いが、スポーツの成績に関係することからスポーツは一般に男女別で行われている<sup>(14)</sup>。それは、Y染色体由来する男性ホルモン、特にテストステロンによって男性は筋肉量が女性よりも多く、それがスポーツ競技の成績に強く影響するというのが一般的な理解であり、トランスジェンダー女子もY染色体を持つのであれば、その影響が強く現れる第二次性徴期以降、そうしたトランスジェンダー女子が女子スポーツチームに参加すれば、トランスジェンダー女子が有利であると考えられることができるからである<sup>(15)</sup>。

また、この問題にも Bostock 判決の射程が及ぶとして性差別と構成した場合、修正第14条の平等保護条項の適合性につき中間段階審査が適用されるのか否

---

秋葉丈志「判批」米法2021年1号(2022年)138頁。

(12) この点につき大野「アメリカ合州国における Bostock 判決の意義とその影響」憲法理論研究会編『次世代の課題と憲法学』133頁以下(敬文堂、2022年)。

(13) See Grimm v. Gloucester County School Board, 972 F.3d 586 (4th. Cir. 2020).

(14) トイレの男女別もそのような趣旨であるとは言えるが、トイレ使用が特に女性用の場合は個室でありプライバシーの問題が生じるとは考えにくいこと、スポーツのように互いに争って優劣を競うようなものではないことから、ここではトランスジェンダーに対し性自認に一致するトイレ使用の禁止は Bostock 判決の論理が妥当し、性差別とする控訴審判決(Grimm等)が肯定されるという立場を支持しておきたい。

(15) Doriane Lambelet Coleman et al., *Re-Affirming the Value of the Sports Exception to Title IX's General Non-Discrimination Rule*, 27 DUKE J. GENDER L. & POL'Y 69, 92 (2020).

か、及びその適用に際しての具体的あてはめの適否も問題となる。

(1)判決で予備的差止めを認めるに際して、合州国地裁は、第4巡回区のGrimm判決<sup>(16)</sup>に依拠した判断をした。すなわち地裁は、同裁判所が第4控訴裁判所の管轄下であり、かつ第4巡回区がGrimm判決においてトランスジェンダーに対する差別的取扱いは中間審査を適用するとしたことから、本件州法にも中間審査が適用されるとしている。そしてこのGrimm判決において第4巡回区は、Bostock判決を根拠にトランスジェンダーに対する差別が性差別と構成できるとした<sup>(17)</sup>。

合州国地裁は、この判断を踏まえて、州法の合憲性（適用違憲といえるかどうか）に中間審査を適用し、目的の重要性、手段の妥当性いずれも否定し、B.P.J.側が平等保護条項違反および教育改正法第9編違反の主張につき勝訴可能性を示したと評価した。

ところが、同裁判所は(2)判決において、これとは真逆の判断をした。中間審査の適用については当事者間で争いがないことからこれを適用したものの、平等保護違反の主張の検討についてBostock判決に言及することなく、B.P.J.が男性の性染色体を有していること、その男性の性染色体に由来する男性ホルモンの一つであるテストステロンの影響がスポーツの結果に大きく影響することは一般に認められていること、中間審査が目的に厳密に適合する手段の採用を求めていることなどを理由に、中間審査をパスすると評価した。

第9編違反の主張についても、第9編にいう差別の定義に触れる際にBostock判決を参照したGrimm判決には触れるものの、裁判所の実体的判断に際してはBostock判決に言及することなく、第9編が男女別のスポーツを許容すること、トランスジェンダー女子が生物学上は男性であること、B.P.J.が男子チームに参加できることから差別の存在を否定し、第9編違反の主張も斥けた。2023年2月の地裁判決においては、(2)判決の内容をほぼなぞるものとなっており、Bostock判決への言及は一切ない。

---

(16) Grimm v. Gloucester County School Board, 972 F.3d 586 (4th. Cir. 2020).

(17) Grimm, 972 F.3d at 616.



このように合州国地裁は、いずれの判断も Goodwin 裁判官によるものであるにもかかわらず、全く正反対の結論となった。なぜ Goodwin 裁判官が全く正反対の結論に至ったのか、そもそも本件に Bostock 判決の射程が及ぶのかは、判決の中で特に言及がされておらずよくわからない。中間審査を維持した点からは、Bostock 判決が及ぶと言えそうだが、(2)判決では当事者間に争いが無いことを理由に中間審査を適用するとしており、実際のところは不明である。

では、本件のような事案に Bostock 判決の射程が及ぶのか、またどのような結論を妥当とすべきか。以下、検討してみたい。

第7編の文脈に限らず、トランスジェンダー差別一般に対して Bostock 判決の射程が及び、性差別とされることについては、もはや争いが無いと言ってもいいほどに、合州国の下級審では第7編以外の文脈で Bostock 判決が援用されており<sup>(18)</sup>、また学説でもそうした立場のものが見られる<sup>(19)</sup>。そのことからすれば、トランスジェンダーに対し、その性自認に一致する性別のスポーツチームへの参加を禁止するような措置に対しては、性別に基づく差別だと言って差し支えないだろう。実際、本件 B.P.J. 事件の地裁判決においても、性別に基づく差別だという前提で論じられているように見える<sup>(20)</sup>。

では、中間段階審査を適用した場合、この問題はどのように判断されるべきだったのだろうか。中間審査の場合、重要な政府利益の有無という目的審査と、その政府利益を達成するために実質的関連性を有する手段の採用の有無という手段審査がなされる<sup>(21)</sup>。

---

(18) 大野・前掲注(12) 142-44 頁。

(19) See e.g., Alyssa Connell Lareau, *Applying Bostock v. Clayton County to Civil Rights Statutes beyond Title VII*, 70 DOJ J. FED. L. & PRAC. 21 (2022).

(20) なお、Grimm 事件第4控訴裁判所判決は、Bostock 判決のみならず、トランスジェンダーが歴史的に差別されてきた存在であることや変更不可能な特徴に基づく指標でグループの定義がなされていること、政治的に無力であることなどを理由に、トランスジェンダーに対する差別に中間段階審査が及ぶとされている (Grimm, 972 F.3d at 610-13)。そのことからすれば、Bostock 判決の射程は必ずしも重要ではないかもしれない。

(21) Grimm, 972 F.3d at 608.

まず目的であるが、トランスジェンダー女子に対し女子スポーツチームへの参加を禁止するウェストヴァージニア州法の目的は、女性アスリートに平等なスポーツ参加の機会を設けることである<sup>(22)</sup>。一般にスポーツが男女別で競われることを踏まえれば<sup>(23)</sup>、この目的自体が重要な政府利益と認定することは不合理ではあるまい。

では、この目的を達成するために採用された手段についてはどうか。

法は性別を「生物学上の性別」と定義し<sup>(24)</sup>、「男性」「女性」をそれぞれ、出生の際に生物学的に割り当てられた「男性」「女性」と定義した<sup>(25)</sup>。その上で、公立学校や州の教育施設において、女性スポーツと指定されたスポーツチームにつき、そのスポーツがスキルを競う場合、あるいは接触を伴うスポーツである場合、男子生徒の参加を禁止する旨規定した<sup>(26)</sup>。

この手段は、州の利益と実質的関連性を有するだろうか。

まず、男女を生物学上の性別と定義すること自体は、最高裁の *Bostock* 判決においても前提とされていた<sup>(27)</sup>。*Bostock* 判決を踏まえるとこの点を違憲とすることはできない。

では、生物学上の性別が女性である場合にのみ、女子スポーツチームに参加できるとした点はどうか。この点については、疑問の余地がある。というのも、そもそもトランスジェンダーは非常に数が少ない<sup>(28)</sup>。その割合からすれば、トランスジェンダー女子選手が、シスジェンダー女子選手を押しよせ、シスジェ

---

(22) W. Va. Code Ann. § 18-2-25d (a) (5) (West).

(23) 実際、*B.P.J.* 事件において、原告である *B.P.J.* 自身、スポーツが男女別で実施されること自体は容認している。 *B. P. J. v. West Virginia State Board of Education*, 2023 WL 111875, at 6.

(24) W. Va. Code Ann. § 18-2-25d (b) (1) (West).

(25) W. Va. Code Ann. § 18-2-25d (b) (2), (3) (West).

(26) W. Va. Code Ann. § 18-2-25d (c) (2) (West).

(27) *Bostock v. Clayton County, Georgia*, 140 S.Ct. 1731, 1739 (2020).

(28) カミングアウトしないケースもあるため正確な数を測ることは困難ではあるが、(1)判決によれば、13歳～17歳人口の0.7%とされている。*B.P.J.*, 550 F.Supp.3d at 356.

ンダー女子選手のスポーツ参加を阻害するとは言い難いように見える。実際、(1)判決でも裁判所が認めているように、B.P.J. は彼女の通う学校において、女子スポーツへの参加を希望する唯一のトランスジェンダー女子であった<sup>(29)</sup>。このことからすれば、ウェストヴァージニア州法の目的である、女子スポーツ選手の女子スポーツ参加の公平な機会の確保という目的において、トランスジェンダー女子の参加を禁止することは、実質的関連性を欠くというべきである<sup>(30)</sup>。

さらに言うならば、そのような実質的関連性を欠く手段の採用によってトランスジェンダー女子選手のみがスポーツ参加の機会を奪われるということになるため、州法の真の目的はトランスジェンダー女子に対する差別であったということも可能であろう。その意味では、目的自体がそもそも中間審査をパスしないとさえ言いうる<sup>(31)</sup>。

以上のように、筆者は(1)判決こそ正しい判断であったと考える<sup>(32)</sup>。

なお(2)判決が言うように、スポーツ大会の成績次第で奨学金の給付を受けられるような場合に、トランスジェンダー女子選手が参加することで、シスジェンダー女子選手の機会が奪われるという可能性は確かに否定できない。

だが本件に限って言えば、B.P.J. はさほど運動能力に恵まれていなかったらしく、競技ではいつも最下位グループであったという<sup>(33)</sup>。また彼女は第二次性徴抑制剤を服用し、その結果、第二次性徴が始まっていなかったという<sup>(34)</sup>。そうであるならば、男性ホルモン（テストステロン）による筋力増加等もなかっ

---

(29) *Id.*

(30) *See id.*

(31) *See id.* at 355.

(32) B.P.J. 事件では問題とならなかったが、そもそもクラスメートが当事者たるトランスジェンダーの出生時の性別を知らず、そのため彼女の女子スポーツ参加を禁止し男子スポーツにのみ参加を認めることは、アウトティングにつながるという問題もある。See Jessica A. Clarke, *Sex Assigned at Birth*, 122 COLUM. L. REV. 1821, 1889–90 (2022).

(33) B.P.J., 2023 WL 1805883, at 1.

(34) *Id.* at 8.

たということになり、その意味でも、B.P.J.を女子スポーツから排除することに正当性はないと言うべきであろう<sup>(35)</sup>。

本件は今なお係争中であり、いずれ最高裁で本格的な審理がなされると予想される<sup>(36)</sup>。今後の動向が注目される。

---

(35) B.P.J.に限らず、トランスジェンダー女子が女子スポーツにおいてシスジェンダー女子選手に比して優秀な成績をおさめているという事例は、合州国においてはほとんどないようである。See Clark, *Sex Assigned at Birth*, *supra* note 32 at 1890. またカリフォルニア州のようにトランスジェンダーの生徒に対し、性自認に一致する側のスポーツへの参加を法で認めている州もある。Cal. Ed. Code § 221.5(f). こうした州法の存在は、トランスジェンダー女子のスポーツ参加がシスジェンダー女子のスポーツ参加の障害になっていないことを示すと思われる。

むしろ女子スポーツにおいて問題になるのは、第二次性徴抑制剤を服用するトランスジェンダー女子ではなく、そうした薬を服用しないインターセックスではないかと思われる。実際、2012年ロンドンオリンピック、2016年リオオリンピックの女子800メートルで金メダルを獲得したセメンヤ選手は性別疑惑が持ち上がり、実際に検査したところ、テストステロンの分泌が女性の平均値の3倍にもほり、一部の競技について出場を制限されるなどしている（セメンヤ選手について報じるものとして朝日新聞2009年9月12日付朝刊38頁、同2018年4月27日付朝刊17頁、同2021年7月3日付朝刊16頁など）。

さらに「出生によって割り当てられた性別」によって男女いずれのスポーツに参加するかが決定されるとすれば、トランスジェンダー男子はホルモン治療等を受けていたとしても女子スポーツに参加することになり、その場合いわばドーピングが認められてしまうことにもなりかねない。

(36) See B.P.J., 143 S. Ct. 889 (Alito, J., dissenting).